⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるオオワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、ハヤブサ及びオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているホンモロコ等が確認されている。このうち、オオワシ、イヌワシ、クマタカ、ハヤブサ及び営巣が確認されているオオタカについては、起業者は、モニタリング調査を継続し、専門家の指導及び助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。ホンモロコについては、起業者は、濁水流出の低減措置を講じ、生息環境の保全に配慮しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオナモミ及びミズオオバコ、準絶滅危惧として掲載されているイチョウウキゴケ、ミズニラ、イヌタヌキモ及びヒメコヌカグサ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、現地保存等が必要な遺構等は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、蒲郡市の市街地をバイパスする自動車専用道路の整備による所要時間の短縮及び定時性の確保並びに現道の交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成３年11月25日に都市計画決定された都市計画と、一部区間の幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、蒲郡市の市街地をバイパスする自動車専用道路の整備により、所要時間の短縮及び定時性の確保を図るとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、蒲郡市長を会長とする国道23号蒲郡バイパス建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛知県蒲郡市役所及び同県額田郡幸田町役場

○国土交通省告示第百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田子川

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県長野市大字吉

字山千寺	二二二〇三番	一号
	二二二〇二番	二号
	二二二八三番二	三号
	二二二七〇番	四号
	二二二六五番一	六号
	二二二六六番	七号
	二二六七番ロの二	八号

長野県長野市坂中

	七〇一番六二	五号

二　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中之組沢

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十三年国土交通省告示第三百二十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び昭和二十七年建設省告示第千二百九十二号で指定した田沢沢に掲げる土地の区域を除く。）

長野県小県郡青木村大字田澤

字洞沢口	二三四五番六地先道路敷	一号
	二三五〇番地先河川敷	二号
	二三五二番一	三号
	二三五四番一	四号
	二三五九番一	五号
	二三六二番四	六号
	二三六三番一	七号
字洞沢山	四〇八番	八号
字上洞	二四〇番一地先道路敷	九号

三　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝ノ沢

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十三年国土交通省告示第三百二十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域及び昭和二十七年建設省告示第千二百九十二号で指定した田沢沢に掲げる土地の区域を除く。）

長野県小県郡青木村大字田澤

字上洞	二三三六番地先道路敷	一号
	二三三七番一	二号
	二三三八番一	三号
	二三三五番一	四号
	二三三三番	六号
	二三三九番	七号
	二三四番一地先道路敷	八号
字伊吾沢	二九〇番一	五号

四　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東新川

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線からの区間の東新川の中心線から左岸十五メートルまでの土地の区域（平成二十三年国土交通省告示第千百三号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

長野県中野市大字永江

字平畑	五八四一番一	一号
字荻原	五四七四番一	二号
	五五二三番三	四号
字東	五六八九番一	三号

五　⑴　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穴山川

⑵　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十一年国土交通省告示第千八十五号で指定した同号二に掲げる土地の境界線と平成二十二年国土交通省告示第四十五号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県上伊那郡辰野町大字澤底

字穴山	一三六一番一八	一号及び二号
	一三六一番一七	三号及び四号